

「子育て世帯臨時特例給付金」のご案内

平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当を受給している方に、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

この給付金を受け取るには、**平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村への申請**が必要になります。対象となる方は、**申請期間内に申請**するようにしてください。

支給要件

■ 支給対象者

次のどちらの要件も満たす方

平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給

平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

特例給付とは、児童1人当たり月額一律5,000円が支給されることをいいます。

■ 対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、次の児童は対象外です。

・「臨時福祉給付金」の対象となる児童 ・生活保護制度の被保護者にあたる児童

■ 支給額

対象児童1人につき10,000円

申請方法

■ **申請先**：津山市環境福祉部臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金対策室
〒708-8501 津山市山北520

■ **申請期間**：平成26年7月1日(火)～10月1日(水)

■ **提出書類**：申請書 ... 各職場で配布
証明書(児童手当(特例給付)受給状況証明書) ... 各職場で配布
振込口座が確認できる書類 ... 金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる
通帳の写しやキャッシュカードの写し

申請受付窓口、申請期間などの申請方法は、各市区町村により異なります。申請に当たっては、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村にお問い合わせください。

給付金の受取方法

申請書に記載した指定口座(または児童手当の振込口座)に入金されます。

注意事項

- ・原則として、申請期間外の申請や、申請先市区町村と異なる市区町村への申請は、受け付けられませんのでご注意ください。
- ・「証明書」、「申請書」は申請時まで大切に保管してください。
- ・「臨時福祉給付金」の対象となる場合は、別途、申請が必要です。

<お問い合わせ先>

津山市 環境福祉部 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金対策室

電話：0868-32-7005

○証明書・申請書については、各職場担当課へお問い合わせください。